

市町村民税所得割が課税されているか確認する方法（幕別町民の場合）

①：給与（勤務先）から市町村民税が天引きされている場合（特別徴収の場合）

毎年度5月頃に勤務先から送付される「給与所得等に係る町民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」から確認することが可能です。

給与所得等に係る町民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与以外の合計所得区分	課税標準	総所得③	山林所得	町民税	税額控除前所得割額④	納付額	6月分	
	給与所得(所得金額調整控除後)	所得区分		山林所得	分離短期譲渡	税	税額控除額⑤		7月分	
	その他の所得計	所得区分		分離長期譲渡	株式等の譲渡	民	所得割額⑥		8月分	
		所得区分		上場株式等の配当等	先物取引	税	均等割額⑦		9月分	
		所得区分				税	税額控除額⑤		10月分	
		所得区分				税	所得割額⑥		11月分	
		所得区分				税	均等割額⑦		12月分	
		所得区分				税	森林環境税額⑧		1月分	
		所得区分				税	特別徴収税額⑨		2月分	
		所得区分				税	控除不足額⑩		3月分	
		所得区分				税	既納・既委託納付額⑪		4月分	
		所得区分				税	額		5月分	
		所得区分				税	納付額⑫			
		所得区分				税	変更前税額⑬			
		所得区分				税	増減額⑭-⑬			
		所得区分				税	変更月			

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

北海道中川郡幕別町長之印

問合せ先 幕別町役場税務課 住民税係 TEL(直通)0155-54-6604 (代表)0155-54-2111

困っている部分の「所得割」の欄に金額が入っている場合は幕別町の修学支援資金の支援対象要件を満たしています。

※「均等割」の欄のみに金額が入っている場合は、北海道で実施する北海道公立高校生等奨学給付金若しくは奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）の支援対象要件を満たすため、幕別町の修学支援資金は対象となりません。

市町村民税所得割が課税されているか確認する方法（幕別町民の場合）

②：給与（勤務先）から市町村民税が天引きされていない場合（普通徴収の場合）

毎年度6月中旬に幕別町役場税務課から郵送される「納税通知書」から確認することが可能です。

困っている部分の町民税の「所得割」の欄に金額が入っている場合は幕別町の修学支援資金の支援対象要件を満たしています。

※町民税の「均等割」の欄のみに金額が入っている場合は、北海道で実施する北海道公立高校生等奨学給付金若しくは奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）の支援対象要件を満たすため、幕別町の修学支援資金は対象となりません。

▼賦課期日時点氏名・住所

通知書番号	
金融機関名 (支店名)	
口座番号	
(口座名義人)	振替方法

年税額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額

※「充当又は委託納付額」がある場合、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限					

▼一括で納めていただく場合
※一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類		▼非年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額 (仮徴収税額)
支払者の名称		年金より特別徴収される額
支払者の法人番号		▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、 来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額 (仮徴収税額)
▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額		年金より特別徴収される額

(単位：円)

▼所得金額等		▼所得控除額		▼扶養親族該当区分											▼本人該当区分																				
給与・収入				控	老	特	同	老	16	其	間	特	他	未	特	他	寡		配	配	定	老	歳	他	障	障	成	障	障	婦		勤			
公的年金等収入																			学																
控除前所得額																																			
繰越損失額																																			
総所得金額等																																			
▼課税標準額																																			

市町村民税所得割が課税されているか確認する方法（幕別町民の場合）

③：①、②いずれの方法でも確認ができない場合

幕別町役場税務課窓口、札内支所窓口、忠類総合支所地域振興課窓口で「課税証明書」の交付を受けることで確認することが可能です。

ただし、交付手数料として1年度1通につき300円の費用が発生いたします。

困っている部分の「所得割」の欄に金額が入っている場合は幕別町の修学支援資金の支援対象要件を満たしています。

※「均等割」の欄のみに金額が入っている場合は、北海道で実施する北海道公立高校生等奨学給付金若しくは奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）の支援対象要件を満たすため、幕別町の修学支援資金は対象となりません。

課税証明書

令和7年度（令和6年分）

住所	北海道中川郡幕別町
氏名	
生年月日	

▼所得金額等 (円)	▼所得控除額 (円)	▼配偶者
給与収入額	社保控除額	控除対象配偶者
給与所得額	生保控除額	
以下余白	基礎控除額	▼扶養親族 (人)
	以下余白	特定扶養
		老人扶養
		同居老親
		16歳未満
		その他
		特別障害
		同居特障
		その他障害
	控除合計	▼本人該当区分
		未成年
		特別障害
		その他障害
		寡婦
		特別寡婦
		寡夫
		ひとり親
		勤労学生
合計所得金額	▼課税標準額 (円)	
繰越控除額	総所得	
総所得金額等	*以下余白*	

備考：合計所得金額は、分離譲渡所得の特別控除前の金額が含まれます

▼税額控除等 (円)	町民税	道民税	▼所得割・均等割 (円)	町民税	道民税
税額控除前所得割			減免前所得割		
調整控除			所得割減免額	0	0
配当控除	*****	*****	減免後所得割		
住宅借入金等税額控除	*****	*****	減免前均等割		
寄附金税額控除	*****	*****	均等割減免額	0	0
外国税額控除	*****	*****	減免後均等割		
配当割譲渡所得割	*****	*****			
所得割調整	*****	*****			
所得割額					

▼森林環境税 (円)	森林環境税
免除前税額	
免除税額	0
免除後税額	